

令和5年9月12日  
四国電力送配電株式会社

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

（1）別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める令和5年10月の検針日から令和6年1月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 錢 1.80	円 錢 0.16

（2）別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 錢厘 0.154	円 錢厘 0.014